

## 令和3年（2021年）度 尼崎市公文書管理制度審議会 第7回会議要旨

日時	令和3年（2021年）10月18日（月）18:00～19:30
場所	尼崎市役所 北館4階 会議室4-1
出席者	中原会長、海道委員、坂井委員、武田委員、西山委員、村上委員
傍聴者	0名

### 1. 開会

### 2. 議事

#### (1) 公文書の管理に関する条例及びこれに基づく公文書管理制度のあり方について（答申）（案）について

ア 「公文書の管理に関する条例及びこれに基づく公文書管理制度のあり方について（答申）（案）」について、事務局から説明。

イ 質疑応答・意見

##### ○会長

「公文書の管理に関する条例及びこれに基づく公文書管理制度のあり方について（答申）（案）」は、前回の会議において、内容や表現などについて会長一任の承認をいただいたため、私と事務局とで、これまでの審議内容をまとめ、作成させていただいている。

委員の皆様には、本日ご提示している答申（案）を確認いただき、調整が必要な場合には、この場で、事務局に修正していただき、委員の皆様の合意を得たいと思っているのでよろしくお願いしたい。

##### ○委員

見出し「歴史的公文書を市民が主体的に利用する制度に関すること」>「制度の運用に関すること（付帯意見）」>「歴史博物館（公文書館機能）の人的体制について」の文中、「・・・市民等の利用請求権に応じる義務・・・」の箇所は、「権」を除く方が適当な表現と思われる。

##### ○会長

今ご指摘いただいた点については、「権」を除くことでよろしいか。

##### ○委員一同

異議なし。

##### ○会長

それでは、「権」を除き、「・・・市民等の利用請求に応じる義務・・・」とする。

##### ○委員

見出し「指定管理者等の文書管理に関すること」>「条例の規定に関すること」>「指定管理者について」の文中、「・・・行政機関に課す文書の作成義務その他の義務を指定管理者に対して一律に課すことは、指定管理者制度の導入趣旨に合致しないと考える。」の箇所について、この導入趣旨とは、第1段落目「・・・民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図るとともに経費の縮減等を図ること・・・」の内容とイコールなのか。

○事務局

「・・・民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図るとともに経費の縮減等を図ること・・・」の表現は、尼崎市指定管理者制度の指針で使用されている表現をそのまま使用しており、ご質問のあった「導入趣旨」とは、この内容になると考えている。

○委員

指定管理者に対して一律に義務を課すことで、業務の効率性を阻害するといった意味から、指定管理者制度の導入趣旨に合致しないということ表現していると思われるが、その記載がないため、第1段落目の内容とリンクしていないように思われる。

○会長

委員ご指摘の箇所の内容については、民間のノウハウも活用し、効率的に、また柔軟に業務を行うという指定管理者制度の趣旨において、文書の作成等の義務を一律に課すことが、効率性等を阻害する場合があるのではないかと趣旨かと思われる。

○委員

能率的や効率的といった言葉を使用することで、指定管理者に対して一律に義務を課すことが、業務の効率性等の障害となるといったニュアンスが出ると思われる。

○会長

ご指摘の通り、能率性や効率性といった言葉を使用した方が、指定管理者制度の導入趣旨がはっきりすると思われる。

○委員

「導入趣旨に合致しない」との表現を「・・・指定管理者制度を導入し、業務の能率性を図ろうとした趣旨に沿わない。」と改めることでよいと思われるがどうか。

○委員

「能率性、効率性の向上を図る」の表現が馴染むと思われる。

○会長

委員の皆様のご指摘をまとめると、「指定管理者制度を導入し、業務の能率性・効率性の向上を図ろうとした趣旨に沿わない。」との修正になるが、能率性と効率性の併記についてはどうか。

○委員

効率性のみでよいと思われる。

○委員

第1段落目「・・・民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図るとともに経費の縮減等を図ること・・・」の「向上」を「効率化」に修正する方が、よりリンクするように思われるがどうか。

○委員

市民サービスは全体に広く関わるものなので、「効率化」の表現は適当ではないように思われる。

○委員

「効率化」は、どちらかといえば省略されるような印象がある。

○委員

原案どおりでよいと思われる。

#### ○会長

市民サービスは向上させる必要があるため、第1段落は原案どおりする。

「・・・指定管理者制度の導入趣旨に合致しないと考える。」の箇所については、「指定管理者制度を導入し、効率性の向上を図ろうとした趣旨に沿わない。」と修正することとする。

#### ○委員

見出し「指定管理者等の文書管理に関すること」>「条例の規定に関すること」>「指定管理者について」では、指定管理者に対し、その文書管理には努力義務を課したうえで、市に対し、指定管理者の文書管理の適正化のための必要な施策を講ずるとの内容が記載されている。

指定管理者による文書管理は努力義務規定であることを踏まえると、見出し「条例に基づく制度に関すること」の「指定管理者について」の箇所に関しては、「条例に基づく制度」というよりは、条例に関連する制度の内容であると思われるがどうか。

#### ○会長

見出しについては、答申（案）では全体的に「条例の規定に関すること」と「条例に基づく制度に関すること」とで書き分けて統一しており、答申書の冒頭「はじめに」の中でも、書き分けについて説明している。「指定管理者について」の箇所では、市に対して必要な施策を講ずるものとするとしており、施策を講ずる義務自体は条例に置くことを想定しているため、それを受けた制度という趣旨で「条例に基づく制度に関すること」としている。他の表現も難しいと考えるため、原案どおりとさせていただく。

#### ○委員

答申（案）の全体を通して、項立ての中で「(1)、(2)」の後に「ア、イ、ウ」と続かずに、「ア」しかないものが見受けられるが、これはこうした形式で作るものなのか。

#### ○事務局

国の行政文書の書き方のルールでは、「(1)、(2)」との項の下に項立てする場合には、「ア、イ、ウ」と項立てするとしているが、「ア」のみといった単体の場合には特段ルールはない。何が書かれているパートなのかについてタイトルは必要となるが、「ア」の項立てを除いた状態での記載が難しかったため、この形式で整理している。

#### ○委員

裁判様式や行政文書の様式においても、あまり見ない形式のような気がする。尼崎市における作成文書の形式がこの形式で決まっていなければ、「ア」のみの場合は「ア」を削除してはどうか。何が書いてあるのかについて、タイトルを見て分かるようにするのであれば、例えば、「5-(1)-ア 研修制度について」で言えば、「(研修制度について)」のようにすることでよいと思われる。

#### ○委員

体裁の問題であり、「ア」を削除すると不自然になる。タイトルの前に記号を付けるなども可能と思われる。

#### ○委員

「ア」だけを削除するのではなく、「イ」「ウ」も削除してはどうか。

#### ○委員

条文の標題のように、亀甲括弧で全て統一するのはどうか。それであれば、単体であっても複数であっても統一感のある形式になると思われる。

#### ○会長

それでは、「ア・イ・ウ」との項立ての形式ではなく、全て亀甲括弧で項目を立てることで統一することとする。

#### ○事務局

文言について、形式的訂正が必要な箇所が見つけたので報告する。

「公文書の作成及び適正な管理に関すること」>「条例の規定に関すること」>「作成義務について」の文中、「・・・国のガイドライン等に準じる・・・」としているが、「国のガイドライン」について、原案では、後の文中で定義されているため、この箇所で定義を行うことが必要と思われる。

また、「職員への研修制度について」>「条例の規定に関すること」>「研修制度について」の文中、「歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するための・・・」の内容は、尼崎市に関するものであり、この「歴史公文書等」については、答申（案）の冒頭で定義している「歴史的公文書等」が正確であるため、訂正が必要と思われる。

#### ○会長

定義の箇所、文言について訂正する。

#### ○委員

「はじめに」の3段落目「・・・公文書館法に先立ち、昭和50年に設置された尼崎市立地域研究史料館が有していた公文書館機能について、・・・」の箇所において、「公文書館法に先立ち、」が「昭和50年に設置された」にかかるのであれば、「先立ち」の後に「、」を入れると読みにくいと感じるため、「、」がない方がよいと思われる。

また、続く文章「令和2年10月に供用を開始した尼崎市立歴史博物館に移管されていることから、・・・」とある箇所において、「ついて」を「が」にする方が読みやすいと思われる。

#### ○会長

委員にご指摘いただいたように修正する。

形式的な訂正箇所が多いため、本日は、重要な修正のあった指定管理者に関わる箇所について、この場で事務局に修正いただき、委員に皆様にご確認いただくこととし、その他の形式的な訂正箇所については、後ほど修正したものをお渡しすることとする。

#### ウ 委員一同確認

#### ○会長

この訂正内容でよろしいか。

#### ○委員一同

異議なし。

#### ○会長

それでは、以上で答申の内容を確定したいがよろしいか。

#### ○委員一同

異議なし。

○会長

それでは、この内容をもって、答申を確定する。

エ 総括

○会長

諮問された事項についての審議は以上となる。皆様におかれては、約8か月にわたり、大変活発にご審議いただいたことについて感謝を申し上げます。論点が多いこともあり、毎月の会議の開催となったことから大変ご負担をおかけしたが、この審議会としては、諮問された事項に対してお答えできたのではないかと考えている。

この答申を踏まえて、尼崎市において条例案が作成され、新たな公文書管理制度が構築され、運用されていくものと思われるが、皆様からいただいたご意見を踏まえ、市で検討いただくことを願っている。皆様のご協力に改めて心より感謝を申し上げます。

**3. 閉会**

○事務局

本日いただいた答申を踏まえ、尼崎市において条例の素案を作成し、11月後半に答申と併せて公表する予定としている。

条例の素案についてはパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて条例案を作成し、来年2月の市議会に議案を提出する予定としている。次回の審議会では、本日以降の経過の報告などを予定している。

○会長

それでは、本日の会議は終了する。

以 上